

本学学生の逮捕事件について（お詫びと処分）

本学学生が虚偽告訴容疑で3月11日に逮捕された件につき、大学といたしまして、被害者の方とご家族に心よりお詫び申し上げます。まことに申しわけございません。また、世間をお騒がせしましたことを合わせて深くお詫び申し上げます。

冤罪事件・痴漢冤罪が社会問題となっていますとき、善良な市民の方を陥れる犯罪を本学学生が犯しましたことは、言語道断であり、決して許されない行為です。

人間としての倫理感・行動規範を身につけさせられなかったこと、遵法精神、法の意識を植え付けられなかったこと、学生を預かる大学としまして教育的責任を十分に果たせず、まことに申しわけなく思っております。社会のみなさまに対し、大学教育の信頼を揺るがせてしまいましたことをお詫びいたします。

こういう事態を引き起こし、他のまじめな学生たち、保護者の方、卒業生のみなさまに対しても申しわけない気持で一杯です。

二度とこうしたことを引き起こすことのないよう、大学といたしまして今後に向け取組をしてまいります。

なお、当該学生につきまして、昨17日、学則にもとづき処分を決定いたしました。

最後に、被害に遭われた方とご家族に、重ねてお詫び申し上げます。

【処分】

当該学生を退学処分とする（なお、本人と面会し確認がとれるまでは無期停学とする）

【今後の教育上の取組】

全学：倫理教育を内容とする倫理意識向上のための学部共通科目の開講
初年次教育・キャリア教育において大学生・社会人としての倫理教育を実施

問題を抱える学生に対する大学全体での支援強化のための学生生活支援委員会設置

法学部：「法を学ぶ者の姿勢」についての講義への全法学部生の参加の義務付け

「刑事司法と被害者の視点」についての学生・教員共同の学習会開催
冤罪をテーマとする模擬裁判の実施

2008年3月18日

甲南大学長 杉村芳美